

看護職員ふるさと就職促進等事業補助金の算定について

(注1)既に同一目的で同一対象に補助・助成されている場合は重複となるので対象に含めません(併給禁止)。
 (注2)旅費等の支払いで支払証明書・領収書がない場合などは、当該経費の支払日、内容及び支出したことを証明する旨を記し、代表者様の証明印を捺印した書類(様式は任意)を提出してください。

事業 ○各事業の上限額	対象経費	内 訳	内 容	添付書類	備 考
1 赴任経費支援 ○県内から 299千円/人 ○県外から 393千円/人	看護職員へ支給する赴任に要する経費	① 旅 費	職員の赴任にかかる交通費及び宿泊費	(1)補助対象期間内に対象者が入職したことを確認できる書類 採用通知、雇用契約書等 (2)職員が事業者へ支払ったことを確認できる資料 領収書等 (3)病院から職員への支払いが確認できる資料 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は看護職員。 事業実施年度に新規に雇用した看護職員であって、就業に当たって住所又は居所の移転を伴う者に係る経費に限る。
		② 役 務 費	赴任に伴う居住地の変更にかかる引っ越し費用及び郵送料等		
		③ 使用料及び賃借	引っ越しにかかるレンタカー、バス・タクシー代等		
2 住居経費支援 ○750千円/人	看護職員等の住宅を借り上げるために必要な経費	① 手 当	看護職員へ支給する住居手当	(1)病院が借り上げていることを確認できる書類 契約書(金額・条件が明示された部分)等 (2)病院から家主等への支出額を確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等 (3)病院から職員への支払いが確認できる資料 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は看護職員。 平成25年4月1日以降に新規に雇用した看護職員であって、就業に当たって住居又は居所の移転を伴う者に係る経費。
		② 礼 金	契約締結の謝礼として支払う経費。敷金や保証金は対象外(返還が想定されるため)		
		③ 契約手数料(仲介手数料)	宅地建物取引業者に対し、契約成立の報酬として支払う経費		
		④ 家 賃	賃貸住宅等の使用に対して支払う経費(駐車場代も含む)		
		⑤ 共 益 費(管理費)	共用部分の維持管理のために支払う経費		
3 有料職業紹介事業者利用 ○949千円/人	有料職業紹介事業者を利用して雇用した看護職員に要する紹介手数料	① 紹介手数料	有料職業紹介事業者を利用して雇用した看護職員に要する紹介手数料	(1)事業者等を利用していることが確認できる書類 契約書(金額・条件が明示された部分)等 (2)病院から事業者への支払いが確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は看護職員。 雇用した職員が早期離職して手数料の割引や返還があった場合、割引や返還された額については対象外。
4 給与格差補填 ○856千円/名	県外から赴任した看護職員へ支給する給与格差補填のための手当	① 手 当	看護職員へ支給する給与格差のための手当	(1)手当額が確認できる書類 給与規定等 (2)病院から看護職員への支払いが確認できる資料 支払伝票、賃金台帳等	対象は、平成25年4月1日以降に新規に雇用した看護職員。ただし、就業に当たって住所又は居所の県外(以下の都道府県を除く)からの移転を伴う者に係る経費に限る。 補助対象外となる都道府県 青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、鳥取県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県。
5 一時支給金 ○133千円/人	看護職員へ支給する一時金(慰労金)	① 手 当	看護職員へ支給する手当(慰労金)	(1)手当額が確認できる書類 給与規定等 (2)病院から看護職員への支払いが確認できる資料 支払伝票、賃金台帳等	対象は看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)。正規雇用・非正規雇用等の雇用形態は問わない。
6 看護学生修学支援 ○保健師、助産師、看護師養成課程(国公立) 468千円/人 ○保健師、助産師、看護師養成課程(民間立) 672千円/人 ○准看護師養成課程(国公立) 228千円/人 ○准看護師養成課程(民間立) 384千円/人	看護学生へ貸与又は支給する修学資金	① 入 学 金	看護師等養成所に入学に要する経費	(1)進学内容(金額・期間・在籍等)を確認できる書類 学校案内(金額・期間が示されたもの)及び合格証、在学証明書等 (2)職員への病院の支出額を確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等 (3)職員が授業料等を支払ったことが確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は、医療機関と雇用関係を有している職員(看護職員以外も対象)。 看護教員になるための条件を満たすため大学又は大学院に進学している場合も対象とする。
		② 授 業 料	授業を受けるために必要な経費		
		③ 教 材 費	教材購入に係る経費		
		④ 実 習 費	看護実習に係る経費		
		⑤ 施設設備費(施設維持費等)	施設設備の整備、維持を目的として支払う経費		
		⑥ 受 験 料	看護師等養成所の受験に要する経費		
		⑦ 修 学 金	病院が看護学生に貸与又は支給する修学金		

7	看護学生生活支援 ○600千円/人	看護学生へ支給する生活費(家賃等)	① 礼金	契約締結の謝礼として支払う経費。敷金や保証金は対象外(返還が想定されるため)	(1)手当額が確認できる書類 契約書、給与規定等 (2)病院から看護学生への支払いが確認できる資料 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は、医療機関と雇用関係を有している職員(看護職員以外も対象)。
			② 契約手数料(仲介手数料)	宅地建物取引業者に対し、契約成立の報酬として支払う経費		
			③ 家賃	賃貸住宅等の使用に対して支払う経費		
			④ 共益費(管理費)	共用部分の維持管理のために支払う経費		
			⑤ その他	各医療機関で支給する生活費等		
8	就職相談会等支援事業 ○300千円/回	就職相談会やフェア等に参加するために必要な参加料、出店料等	① 出展料(参加料)	就職相談会等への参加ブース設置費用等	(1)相談会等の開催と内容・出展料が確認できる書類 開催案内、パンフレット、チラシ等 (2)病院から事業者等への支出額が確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は、看護職員確保のための就職相談会等。 Webや冊子等への出稿による広告料は対象外。
			② 旅費	就職相談会等に参加に要する旅費		
9	医療機関啓発支援 ○年額1,000千円	看護職員確保のため、医療機関への就業啓発活動に要する経費	① 旅費	就業啓発活動にかかる実施者及び参加者の旅費	(1)就業啓発活動の内容が確認できる書類 実施要項、パンフレット、チラシ等 (2)病院から事業者等への支出額が確認できる書類 支払伝票、振込依頼書、領収書等	対象は、看護職を対象した就業啓発活動。ただし、副次的であればその他の医療職への言及も可。
			② 広告料	新聞・テレビ・ラジオ及びWebサイト等による広告料		
			③ 消耗品費	ノベルティグッズ等啓発活動に要する消耗品にかかる経費		
			④ 使用料	啓発活動にかかる会場使用料		
			⑤ 印刷製本費	パンフレット作成等にかかる費用		
			⑥ 郵便料	啓発活動にかかるパンフレット等を送付するための郵便料		
			⑦ 委託料	就業啓発活動にかかる外部委託料		
			⑧ その他	就業啓発活動に要する経費		
10	病院見学等受入支援 ○年額300千円	病院見学、インターンシップ、職場体験等を受け入れるために必要な経費	① 旅費			対象は、看護学生及び看護職資格を有する者。各病院の修学資金の利用するもの病院見学等
			② 食糧費			
			③ その他	需用費・使用料・役務費等		

※その他必要な経費として知事が適当と認める経費については、対象となる場合がある。